

2024年6月14日

お客さま 各位

株式会社北洋銀行

ローン規定等の改定について

平素は北洋銀行をご利用いただき厚くお礼申し上げます。

さて、2024年11月5日(火)からローン規定等の一部を改定させていただきます。

改定後の規定は、お客さまとの新規取引開始時に加え、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

1. 改定内容要旨

元利金返済金額等の通知方法に電子交付を追加します。

※ お近くの北洋銀行本支店窓口にて、銀行にお届けのご印鑑、または顔写真付きの本人確認資料とキャッシュカードをご持参のうえお手続きいただくことで、引き続き書面郵送による通知を受け取ることができます。

2. 契約書ごとの改定箇所

(1) ローン契約書(金銭消費貸借契約書)兼保証委託契約書(無担保ローン用)

①〔借入要項〕(利率)

改定前	改定後
借入時の適用利率が、左記記載利率より引き下げになった場合には、訂正することなく、引き下げ後の利率が適用されるものとします。引き下げ後の利率については、借入後に銀行が書面により通知するものとします。	借入時の適用利率が、左記記載利率より引き下げになった場合には、訂正することなく、引き下げ後の利率が適用されるものとします。引き下げ後の利率については、借入後に銀行が書面または電子通知するものとします。

②〔借入要項〕(元利金の返済方法)

改定前	改定後
◎元利金返済金額は、借入後に、銀行が書面による通知するものとします。	◎元利金返済金額は、借入後に、銀行が書面または電子通知するものとします。

②【ローン規定】第5条(利率の変更ならびに返済方法)

改定前	改定後
2.(5)本条により利率が変更される場合は、銀行は新利率による第一回約定返済日の30日前までに、新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合を書面により通知するものとします。	2.(5)本条により利率が変更される場合は、銀行は新利率による第一回約定返済日の30日前までに、新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合を書面または電子通知するものとします。

(2) ローン契約書(金銭消費貸借契約証書)〔個人保証用〕

①〔借入要項〕(利率)

改定前	改定後
借入時の適用利率が、左記記載利率より引き下げになった場合には、訂正することなく、引き下げ後の利率が適用されるものとします。引き下げ後の利率については、借入後に銀行が書面により通知するものとします。返済中の利率は、別途差し入れる特約書により変更されるものとします。	借入時の適用利率が、左記記載利率より引き下げになった場合には、訂正することなく、引き下げ後の利率が適用されるものとします。引き下げ後の利率については、借入後に銀行が <u>書面または電子通知</u> するものとします。返済中の利率は、別途差し入れる特約書により変更されるものとします。

②〔借入要項〕(元利金の返済方法)

改定前	改定後
◎元利金返済金額は、借入後に、銀行が書面による通知するものとします。	◎元利金返済金額は、借入後に、銀行が <u>書面または電子通知</u> するものとします。

(3) ローン契約書(金銭消費貸借契約証書)〔保証会社口用 提携先保証用〕

①〔借入要項〕(利率)

改定前	改定後
借入時の適用利率が、左記記載利率より引き下げになった場合には、訂正することなく、引き下げ後の利率が適用されるものとします。引き下げ後の利率については、借入後に銀行が書面により通知するものとします。	借入時の適用利率が、左記記載利率より引き下げになった場合には、訂正することなく、引き下げ後の利率が適用されるものとします。引き下げ後の利率については、借入後に銀行が <u>書面または電子通知</u> するものとします。

②〔借入要項〕(元利金の返済方法)

改定前	改定後
◎元利金返済金額は、借入後に、銀行が書面による通知するものとします。	◎元利金返済金額は、借入後に、銀行が <u>書面または電子通知</u> するものとします。

③<固定金利特約規定> (借入要項の金利区分が固定金利選択型の場合)

第2条(特約期間終了後の措置)

改定前	改定後
1. 特約期間終了後に際し、貴行は特約期間終了日の30日前までに特約期間が終了する旨等を書面により通知するものとします。	1. 特約期間終了後に際し、貴行特約期間終了日の30日前までに特約期間が終了する旨等を <u>書面または電子通知</u> するものとします。

④<固定金利特約規定> (借入要項の金利区分が固定金利選択型の場合)

第4条(利率変更の方法)

改定前	改定後
4. 本条により利率が変更されたとき、貴行は新利率による第1回約定返済日の30日前までに新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合等を書面により通知するものとします。	4. 本条により利率が変更されたとき、貴行は新利率による第1回約定返済日の30日前までに新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合等を <u>書面または電子通知</u> するものとします。

(4) ローン契約書(金銭消費貸借契約証書) 【電子契約用】

①〔借入要項〕(利率)

改定前	改定後
借入時の適用利率が、左記記載利率より引き下げになった場合には、訂正することなく、引き下げ後の利率が適用されるものとします。引き下げ後の利率については、借入後に銀行が書面により通知するものとします。	借入時の適用利率が、左記記載利率より引き下げになった場合には、訂正することなく、引き下げ後の利率が適用されるものとします。引き下げ後の利率については、借入後に銀行が書面または電子通知するものとします。

②〔借入要項〕(元利金の返済)

改定前	改定後
1. 元利金返済金額は、借入後に、銀行が書面で通知するものとします。	1. 元利金返済金額は、借入後に、銀行が書面または電子通知するものとします。

③固定金利特約規定 第2条(特約期間終了後の措置)

改定前	改定後
1. 特約期間終了後に際し、貴行は特約期間終了日の30日前までに特約期間が終了する旨等を書面により通知するものとします。	1. 特約期間終了後に際し、貴行は特約期間終了日の30日前までに特約期間が終了する旨等を書面または電子通知するものとします。

④固定金利特約規定 第4条(利率変更の方法)

改定前	改定後
4. 本条により利率が変更されたとき、貴行は新利率による第1回約定返済日の30日前までに新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合等を書面により通知するものとします。	4. 本条により利率が変更されたとき、貴行は新利率による第1回約定返済日の30日前までに新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合等を書面または電子通知するものとします。

(5) 【北洋銀行ローン契約規定】

①第3条(元利金の返済方法)

改定前	改定後
1. 元利金返済金額は、借入後に、銀行が書面による通知するものとします。	1. 元利金返済金額は、借入後に、銀行が書面または電子通知するものとします。

②【ローン規定】第8条(利率の変更ならびに返済方法)

改定前	改定後
2. (5)本条により利率が変更される場合は、銀行は新利率による第一回約定返済日の30日前までに、新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合を書面により通知するものとします。	2. (5)本条により利率が変更される場合は、銀行は新利率による第一回約定返済日の30日前までに、新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合を書面または電子通知するものとします。

(6) 金利変動に関する特約書

第2条(利率変更の方法)

改定前	改定後
4. 本条により利率が変更されたとき、貴行は新利率による第一回約定返済日の30日前までに、新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合等を書面により通知するものとします。	4. 本条により利率が変更されたとき、貴行は新利率による第一回約定返済日の30日前までに、新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合等を <u>書面または電子通知する</u> ものとします。

(7) 金利変動に関する特約書(兼固定金利期間特約書) (融資実行時の住宅ローン固定金利特約用)

①第2条(特約期間終了後の措置)

改定前	改定後
1. 特約期間終了後に際し、貴行は特約期間終了日の30日前までに特約期間が終了する旨等を書面により通知するものとします。	1. 特約期間終了後に際し、貴行は特約期間終了日の30日前までに特約期間が終了する旨等を <u>書面または電子通知する</u> ものとします。

②第4条(利率変更の方法)

改定前	改定後
4. 本条により利率が変更されたとき、貴行は新利率による第1回約定返済日の30日前までに新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合等を書面により通知するものとします。	4. 本条により利率が変更されたとき、貴行は新利率による第1回約定返済日の30日前までに新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合等を <u>書面または電子通知する</u> ものとします。

(8) 固定金利に関する特約書

(融資実行時のアパートローン固定金利特約用)

①第2条(特約期間終了後の措置)

改定前	改定後
1. 特約期間終了後に際し、貴行は特約期間終了日の30日前までに特約期間が終了する旨等を書面により通知するものとします。	1. 特約期間終了後に際し、貴行は特約期間終了日の30日前までに特約期間が終了する旨等を <u>書面または電子通知する</u> ものとします。

②第5条(利率変更の方法)

改定前	改定後
4. 本条により利率が変更されたとき、貴行は新利率による第1回約定返済日の30日前までに新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合等を書面により通知するものとします。	4. 本条により利率が変更されたとき、貴行は新利率による第1回約定返済日の30日前までに新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合等を <u>書面または電子通知する</u> ものとします。

(9) 金利変動に関する特約書

(短プラ連動基準月年2回見直し型)

第2条(利率変更ならびに返済方法)

改定前	改定後
5.本条により利率が変更される場合は、貴行に新利率による第一回約定返済日の30日前までに、新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合を書面により通知するものとします。	5.本条により利率が変更される場合は、貴行は新利率による第一回約定返済日の30日前までに、新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合を <u>書面</u> または <u>電子通知</u> するものとします。

(10) ローン契約書(金銭消費貸借契約証書)〔全国保証用〕

①〔借入要項〕(利率)

改定前	改定後
借入時の適用利率が、左記記載利率より引き下げになった場合には、訂正することなく、引き下げ後の利率が適用されるものとします。引き下げ後の利率については、借入後に銀行が書面により通知するものとします。	借入時の適用利率が、左記記載利率より引き下げになった場合には、訂正することなく、引き下げ後の利率が適用されるものとします。引き下げ後の利率については、借入後に銀行が <u>書面</u> または <u>電子通知</u> するものとします。

②〔借入要項〕(元利金の返済方法)

改定前	改定後
◎元利金返済金額は、借入後に、銀行が書面による通知するものとします。	◎元利金返済金額は、借入後に、銀行が <u>書面</u> または <u>電子通知</u> するものとします。

③固定金利特約規定 第2条(特約期間終了後の措置)

改定前	改定後
1. 特約期間終了後に際し、貴行は特約期間終了日の30日前までに特約期間が終了する旨等を書面により通知するものとします。	1. 特約期間終了後に際し、貴行は特約期間終了日の30日前までに特約期間が終了する旨等を <u>書面</u> または <u>電子通知</u> するものとします。

④固定金利特約規定 第4条(利率変更の方法)

改定前	改定後
4. 本条により利率が変更されたとき、貴行は新利率による第1回約定返済日の30日前までに新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合等を書面により通知するものとします。	4. 本条により利率が変更されたとき、貴行は新利率による第1回約定返済日の30日前までに新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合等を <u>書面</u> または <u>電子通知</u> するものとします。

(11) 金利変動に関する特約書

(住宅ローンルール用/リバースモーゲージ用)

第2条(利率変更の方法)

改定前	改定後
4.本条により利率が変更されたとき、貴行は新利率による第一回約定利息の支払日の30日前までに、新利率、毎回の支払利息等を書面により通知するものとします。	4.本条により利率が変更されたとき、貴行は新利率による第一回約定利息の支払日の30日前までに、新利率、毎回の支払利息等を <u>書面</u> または <u>電子通知</u> するものとします。

(12) ローン契約書(金銭消費貸借契約証書)

(リ・バース 60 用/ハンリコース型)

①〔借入要項〕(利率)

改定前	改定後
借入時の適用利率が、左記記載利率より引き下げになった場合には、訂正することなく、引き下げ後の利率が適用されるものとします。引き下げ後の利率については、借入後に銀行が書面により通知するものとします。	借入時の適用利率が、左記記載利率より引き下げになった場合には、訂正することなく、引き下げ後の利率が適用されるものとします。引き下げ後の利率については、借入後に銀行が <u>書面または電子通知する</u> ものとします。

(13) 変更契約証書(兼固定金利期間特約書)

(融資実行後の住宅ローン固定金利(再)特約用)/旧商品から固定金利特約へ条件変更)

①第 3 条(特約期間終了後の措置)

改定前	改定後
1. 特約期間終了に際し、貴行は特約期間終了日の 30 日前までに特約期間が終了する旨等を書面により通知することとします。	1. 特約期間終了に際し、貴行は特約期間終了日の 30 日前までに特約期間が終了する旨等を <u>書面または電子通知する</u> こととします。

②第 5 条(利率変更の方法)

改定前	改定後
4. 本条により利率が変更されたとき、貴行は新利率による第 1 回約定返済日の 30 日前までに新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合等を書面により通知するものとします。	4. 本条により利率が変更されたとき、貴行は新利率による第 1 回約定返済日の 30 日前までに新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合等を <u>書面または電子通知する</u> ものとします。

(14) 変更契約証書(兼固定金利期間特約書)

(融資実行後のアパートローン(NP 保証口)/CF 保証不動産購入ローン(賃貸住宅)固定金利(再)特約用)

①第 3 条(特約期間終了後の措置)

改定前	改定後
1. 特約期間終了に際し、貴行は特約期間終了日の 30 日前までに特約期間が終了する旨等を書面により通知することとします。	1. 特約期間終了に際し、貴行は特約期間終了日の 30 日前までに特約期間が終了する旨等を <u>書面または電子通知する</u> こととします。

②第 5 条(利率変更の方法)

改定前	改定後
4. 本条により利率が変更されたとき、貴行は新利率による第 1 回約定返済日の 30 日前までに新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合等を書面により通知するものとします。	4. 本条により利率が変更されたとき、貴行は新利率による第 1 回約定返済日の 30 日前までに新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合等を <u>書面または電子通知する</u> ものとします。

以上